

日本笑い学会信州支部会則

第1章 会則

第1条 本会は、日本笑い学会の第17番目の支部として、平成24年4月12日に設置を認可された。名称を日本笑い学会信州支部と称する。

第2条 支部の事務局は当分の間、佐久大学看護学部田中高政研究室内（〒385-0022 長野県佐久市岩村田2384）に置く。

第2章 目的と活動

第3条 本会は、学会本部と目的を一にする。すなわち、笑いに関する総合的・多角的研究を行い、笑いの文化的発展に寄与し、ひいては地域の活性化及び人々の健康に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

1. 本部学会への積極的な参加
2. 年1回の「信州支部総会」の開催
3. 隔月を原則とする支部研究会の開催
4. 支部新聞／ニュースレターの発行
5. その他、幹事会において適当と認めた活動

第3章 会員

第5条 支部会員は、次のいずれかに該当する者で、支部幹事会の承認を得た者とする。

1. 支部会員は学会本部の会員であり、支部にその所属希望を申し出た者
2. 支部にその所属希望を申し込んだ者
3. 賛助会員は、支部企画の事業に賛助する企業・団体・法人であり、その会員資格は、賛助会員の構成員（団体にあつてはその構成員、法人にあつてはその役員または社員）のうち1名が代表してこれを行行使する。ただしこの場合でも、本部学会員であることが望ましい。代表者は無記名とする。

第6条 支部事務局は、会員名簿を管理し会員の便利に資する。

第7条 支部会員は、次の権利を有する。

1. 支部研究会への参加
2. 支部研究会での研究発表
3. 支部新聞／ニューレターの配布を受ける
4. 幹事会の承認を得て、支部総会で議案を提供できる

第8条 支部会員は、次の場合には支部を退会したものとする。

1. 支部事務局に退会の意志を申し出、幹事会で承認されたとき
2. 本会の品位を汚す等の事由により、幹事会において退会もやむを得ないと認めたとき
3. 支部会計年度を基準とし、通算2年間会費の納付がないとき

第4章 支部総会

第9条 支部長は、毎年1回支部会員の総会を招集しなければならない。総会の議長は、幹事から選出される。

第10条 支部長は必要があると認めるときには、いつでも臨時総会を招集することができる。支部会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときには、支部長は臨時総会を招集しなければならない。

第11条 支部総会は、次の事案を決議する。

1. 幹事の選任
2. 会計報告、年度活動計画案の承認
3. 会員から提出のあった議案
4. 会則の改廃に関する事項
5. その他の事項

第12条 支部総会は、在籍会員の過半数出席（代理人選任による委任も含めて）をもって成立するものとし、決議は出席会員の過半数をもってなす。

第5章 役員

第13条 支部には次の役員をおく。

1. 幹事

幹事は必要に応じ総会にて選出する。幹事の定数は当分の間定めないが、北信、中信、東信、南信から各1名以上が選出されていることが望ましい。そのうち、支部長、副支部長を各1名とする。

2. 事務局

支部長の業務上の利便を考え、必要な人数を幹事から選出する、うち1名を事務局長とする。

3. 幹事

本会の会計監査に当たる。幹事より1名が選出される。

第14条 支部長、副支部長、幹事長は幹事会において互選する。幹事会において適宜、顧問を委託することができる。

第15条 支部長、副支部長と事務局長を含む幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途に就任した幹事及び事務局長の任期は、他の役員と同時に終了する。

第16条 支部長は支部を代表し、業務を総括する。副支部長は必要時に支部長の代理をする。

第17条 幹事は幹事会を構成し業務を遂行する。

第18条 幹事会は、支部長が適宜招集し開催する。幹事も必要に応じ、支部長に対して幹事会の開催を要求できる。

第19条 幹事会は、本会規定事項、支部総会より付託を受けた事項、その他業務に関する必要な事項を決定するものとし、出席幹事の過半数をもって決議する。

第20条 顧問は、必要に応じ役員の相談にあずかる。

第6章 会計

第21条 支部の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。主な収入は学会本部からの還付金及び支部会費をもって充てるが、必要な額を適宜幹事会の承認の上に徴収することができる。支部会費は、別途定める「支部会費規定」による。

第22条 事務局のうちから1名を会計の責任者として互選し、幹事会で承認する。

第23条 会計報告は、年度終了後に開催される通常支部総会においてなし、支部総会の承認を得るものとする。

第24条 活動に際し必要とする諸活動（事前に支部へ届け出るものとする）によって得た講演料その他の収入は、その5%を支部会計に還元する。

第7章 その他

第25条 支部会での個人情報の取り扱いについては別途に定める。

付則

1. 本会則は平成24年4月12日から施行する。